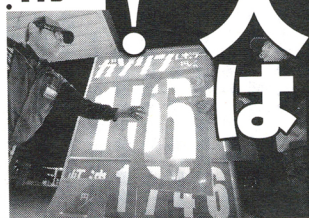


# 要介護」の家族がいる人は

消費税増税で標準的4人家族の家計負担は年9万円増えるという。支出を減らすにも限界があるし、やりすぎれば経済全体にマイナスだ。節税をすることで増税分を補えないか。税理士に聞く、要介護の家族がいる場合など大幅な節税が可能と分かった。

## 税金が減る！ 8%に負けない家計防衛術



北風の春（4月1日未明、値段表示を交えるガソリンスタンド）

誰にでも適用できる節税方法などない。だが、意外に多くの人に適用できそうな方法がある。就業形態や家族構成別に説明する。

### ■サラリーマン

「個人事業主は何でも事業経費に計上して節税できてうらやましい」と恨み節をこぼす人もいるだろう。確かに2012年まではそうだったが、3月までに13年分の確定申告をした人の中には、「特定支出控除」を受

けた人が少なからずいるはずだ。東京都世田谷区の落

合孝裕税理士が解説する。「仕事のための支出を自腹負担した場合、税法記載の条件に合致すれば税控除を受けられる仕組みです。条件が厳しく、全国で該当者が年数人しかいませんでした、13年分から利用しやすく法改正されました」

20坪の表①の給与所得者の項をご覧ください。『特定支出控除』とある欄の右に「給与所得控除額×1

／2を超える部分」とある。「給与所得控除」とはサラリーマンなら誰でも適用される控除のことで、税込み年収（税務用語は「給与等の収入金額」）に応じて異なる。400万円の人は13

4万円、600万円の人は174万円、800万円の人は200万円、1000

万円の人は220万円だ。さらに「×1／2」とすると、それぞれ67万円、87万円、100万円、110万円。

この金額を超えて1年間に

自腹負担した経費がある

と、超過分を税控除できる。

ちなみに、12年分までは「×1／2」がなく、年収600万円なら仕事に関する自腹支出が年174万円以上でないと使えなかった。

同じ表に適用できる経費の種類を挙げた。年収400万円の人が、転勤に伴う転居費用に30万円、職務に直接必要な資格取得に50万円、自腹負担したと

する。30万+50万=80万円を控除できる。12年

分までは資格費に「弁護士、公認会計士、税理士等の一定の資格を除く」とただし書きがあったが、13年分からこれら資格取得費も特定支出に認められるようになった。また13年分から「勤務必要経費」が新設された。

「職務に関連する書籍や雑誌、新聞、背広代、取引先との飲食費やゴルフ利用料も認められます。ただし、特定支出控除を受けるには所定の用紙に記入して勤務先に社印を押してもらわなければならない」（落合氏）

税込み年収600万円の経理部勤務のサラリーマンが税理士の資格取得を目指す

### 要介護高齢者にも「障害者控除」が適用

サラリーマンは「特定支出控除」で背広代を

自営業者は「セーフティ共済」がお得

納税額を減らせる控除の例		対象者	税務申告上の扱い	控除の対象	上限額
給与所得者が	特定支出控除	通勤費、転居費、研修費、資格取得費、(単身赴任などの)帰宅旅費を自腹負担した勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費等)を自腹負担した	給与所得控除額×1/2を超える部分	給与所得控除額×1/2を超える部分	65万円
					65万円
個人事業主が経営(中小企業創産防止共済)に加入した	セーフティ共済(中小企業創産防止共済)に加入した	特別養護老人ホーム(特養)に入居した	医療費控除	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額の2分の1に相当する金額	掛け金の上限は月20万円
					200万円
高齢者が	介護老人保健施設(老健)に入居した	指定介護療養型医療施設に入居した	障害者控除	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額	27万円
					特別障害者控除

して資格学校授業料50万円、専門書や雑誌代10万円、背広代20万円、単身赴任の帰宅費40万円の計120万円を支出したとする。「給与所得控除の1/2」の87万円を引いた33万円を特定

支出控除に適用できる。所得税と住民税が10%ずつとして約6万円の節税になる。  
**■個人事業主や企業年金がない会社員**  
 大企業社員の多くは、厚生年金基金(企業年金)または企業型確定拠出年金(日本版401k)の恩恵を受けられるが、個人事業主や、企業年金・401kがない会社員は自ら老後資金を積み立てる必要がある。さまざまな商品があるが、税優遇されるのは個人型401k(確定拠出年金)だ。個人事業主は月6万8000円、サラリーマンは月2万3000円を上限とする掛け金の全額が

税控除の対象に

なる。サラリーマンが上限まで掛け金を支払うと、年27万6000円を控除できる。似た仕組みの生命保険会社の個人年金は年5万円しか控除対象にならないので、401kはかなり得だ。国民年金基金連合会が実施主体となる個人年金で、

## 夫婦それぞれで子を扶養する術

■個人事業主  
 落合氏は中小企業基盤整備機構の「経営セーフティ共済」を勧める。「取引先が倒産した場合など売掛金の回収が困難になった場合、無利子で貸し付けが得られる制度です。掛け金全額が必要経費として売上高から差し引けます。40カ月間、掛け金を支払えば100%返金できます。掛け金は月5000〜20万円まで自由に決められる。月5万円なら年60万円。課税所得700万円の場合、所得税・住民税合算で約18万円の節税になるという。

### ■個人事業主

落合氏は中小企業基盤整備機構の「経営セーフティ共済」を勧める。「取引先が倒産した場合など売掛金の回収が困難になった場合、無利子で貸し付けが得られる制度です。掛け金全額が必要経費として売上高から差し引けます。40カ月間、掛け金を支払えば100%返金できます。掛け金は月5000〜20万円まで自由に決められる。月5万円なら年60万円。課税所得700万円の場合、所得税・住民税合算で約18万円の節税になるという。

### ■共働き世帯

表②の通り、子の扶養控除額は年齢に応じて異なる。子が2人以上いる場合、夫婦どちらの扶養にするかで税額に差が生じる。「原則は夫婦のうち年収の多い側が子を扶養にすることです。夫婦の収入が同じぐらいなら、夫婦それぞれが子を扶養するよう変更すると税負担が減るケースがあります。課税所得額が偶然、税率の変わり目(表③参照)を少し超えているケースです(同)。

銀行、信用金庫、証券会社、保険会社などの金融機関が窓口になる。加入者が定期預金や投資信託、株式、債券などを選んで運用し、勤務先の承諾を得なくても加入できる。ただし、年金なので掛け金を途中で引き出すことはできない。

銀行、信用金庫、証券会社、保険会社などの金融機関が窓口になる。加入者が定期預金や投資信託、株式、債券などを選んで運用し、勤務先の承諾を得なくても加入できる。ただし、年金なので掛け金を途中で引き出すことはできない。



スーツは働く者の武器(4月1日、パナソニック本社の入社式)

親族に加えれば税額が大きく下がる。条件は「納税者と生計を一にしていること」と「高齢者の年間合計所得金額が38万円以下であること」などだ。「生計を一に」とは必ずしも同居を条件としない。別居していても毎月欠かさず生活費を送金していれば扶養親族に加えることができる。配偶者の親でも可能だ。確定申告の際に証拠を提示できるよう、銀行振り込みなどの方法で送金するといだろう。また「年間所得38万円」には遺族厚生年金や遺族基礎年金は含めないことになっている。親に他に収入がなければ扶養親族にできることが多い。控除額は表②の通り。同居しているかどうかで異なる。